

2019年10月11日  
於：東京

## 初の日EU合同金融規制フォーラムにおける共同声明（仮訳）

初の日EU合同金融規制フォーラムが2019年10月11日、東京で開催された。（従来の日EUハイレベル金融協議が、本年2月に発効された日EU・EPAの中の金融規制に関する協力附属書に従って、当該フォーラムとなったもの）。今回の会合は、金融セクターにおける規制及び監督上の最近の動向について、国際的側面及びそれぞれの国・地域内における側面から、双方が意見交換を行うための重要な機会となった。

日EU合同金融規制フォーラムは、氷見野良三 金融庁金融国際審議官及びオリビエ・ゲルサン 欧州委員会金融安定・金融サービス・資本市場同盟総局長が共同議長を務めた。本フォーラムには、金融庁及び欧州委員会に加え、日本銀行、欧州中央銀行（ECB）、欧州銀行監督機構（EBA）及び欧州証券市場監督機構（ESMA）、単一破たん処理委員会（SRB）の幹部が同席した。

参加者は、日EU・EPAの下での規制上の協力枠組み、具体的には、バイでの協力の進捗やそれを更に進める方法、G20や金融安定理事会（FSB）等の国際的フォーラムにおける協調の可能性について議論を行った。加えて、EUの同等性と日本の依拠の枠組みについて、情報交換を強化する可能性も含めて議論を行った。

この機会に参加者は、主に銀行、資本市場など、日本及びEUの金融セクターにおける最近の動向について互いに説明を行ったほか、特にバーゼルⅢ改革の実施状況について議論を行った。また、欧州委員会は現体制での金融サービス政策分野における成果を説明した。金融テクノロジー（Fintech）の発展に伴う便益及び課題についても意見交換を行ったほか、サイバーセキュリティやステーブルコインについても議論を行った。

参加者はサステナブルファイナンス分野におけるそれぞれの取組について議論を行った。EUと日本は、協力を更に進め、知見を共有し、グローバルに民間資本をサステナブル投資に向けるための支援を進めることへのコミットメントを再度表明した。双方は、このような協力を実効的にするため、志を同じくする他の国々と共に、様々なチャネルを通じて取り組むことに合意した。

金融庁及びSRBは、銀行の破たん処理の分野での協力に係る書簡交換を行った。本書簡交換は、クロスボーダーの破たん処理において効果的な協力を行っていくための、確固たる基礎を築くものである。日EU間の継続的な協力の一環として、これからの1年で、日本とEUの合同で破たん処理に関するワークショップを開催することに合意した。

参加者は、2020年にブリュッセルで開催する見込みである次回フォーラムに向けて、本フォーラムで議論された様々なトピックや、相互に関心がある他のトピックに取り組むことにも合意した。